

○栗東市保健対策協議会規則 改正（案）

昭和 5 9 年 9 月 2 7 日

規則第 3 1 号

改正 平成元年 3 月 2 7 日規則第 1 4 号

平成 1 3 年 1 0 月 1 日規則第 3 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、栗東市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 5 9 年栗東町条例第 2 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、栗東市保健対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1） 健康増進に係る企画に関すること。
- （2） 総合保健企画体系に関すること。
- （3） 総合保健に関する調査、広報に関すること。
- （4） 栗東市保健センター運営に関すること。
- （5） その他市民の総合保健に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 1 0 人以内をもって組織し、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- （1） 市医 2人
- （2） 学識経験者 2人
- （3） 関係行政機関の職員 1人
- （4） 関係諸団体の役職員 4人
- （5） 公募委員 1人

（委員の任期）

第 4 条 前条の委員の任期は、2年とする。委嘱の日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日規則第14号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。